

津地区

合併協議会だより 第5号

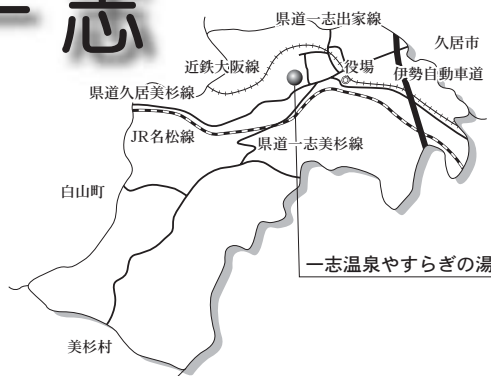
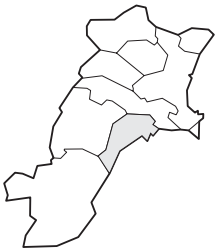
平成15年7月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059(229)3450 ● FAX059(229)3451



一志温泉やすらぎの湯（一志町大字井関）

ぶらり新市めぐり

一志



一志町は、布引山地を水源とする雲出川が西から東へ流れ、南端部には標高 731メートルの矢頭山がそびえています。

山のみもとには、県の天然記念物に指定された樹齢約 1,000年の矢頭の杉があり、温かな風土に恵まれた美しく自然環境豊かな町です。

一志温泉やすらぎの湯は、保健、福祉、生涯学習の拠点として建設された「とことめの里一志」の中にある天然温泉です。

榊原温泉に似た泉質と豊富な湯量により、和洋の浴槽や露天風呂などを備え、訪れる人を心ゆくまで楽しませてくれます。

目次

1 ぶらり新市めぐり 一志

2 第4回津地区合併協議会での議事

3 津地区合併協議会委員/津地区合併協議会監査委員
平成14年度歳入歳出決算

4 新市建設計画の策定方針
第1回新市建設計画策定懇話会を開催

5 議会議員への市町村合併説明会を開催
啓発活動

6 お便りのご紹介

7 合併協定項目
市町村合併についてご意見・ご要望をお寄せください

8 最近の動き
協議会の開催予定

第4回津地区合併協議会での議事

6月13日、津市役所の大会議室で第4回津地区合併協議会が開催されました。

会議の冒頭、4月の統一地方選挙により新たに協議会委員となったみなさんの紹介がありました。

報告事項では、平成14年度の歳入歳出決算などを報告し、承認されました。

また、協議事項では、前回の協議会から継続協議になっている合併基本4項目（合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置）について協議しました。

その結果、合併基本4項目については、引き続き協議することになりました。

一方、次回の協議予定事項として、

協定項目の中の地方税および使用料、手数料等の取扱いの一部と各種事務事業の取扱いの中で納税関係事業、消防防災関係事業の一部が一括して提案されました。

次回からの協議会で協議されることになりました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆報告事項◆

議 題	結 果
①平成14年度津地区合併協議会歳入歳出決算について	①原案承認
②情報システム部会電子計算システム分科会の事務事業調整方針について ※	②原案承認

◆協議事項◆

議 題	結 果
①津地区合併協議会の監査委員の変更に ついて	①原案可決
②合併の方式について	②継続協議
③合併の期日について	③継続協議
④新市の名称について	④継続協議
⑤新市の事務所の位置について	⑤継続協議



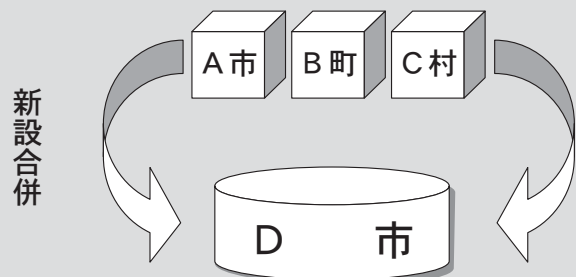
協議会の様子

※ 報告事項の②は、合併協議会事務局および構成市町村合併担当部課で閲覧できます。

基本4項目とは

合併基本4項目は、合併協定項目の柱となるものです。

現在、合併協議会では、合併の方式は新設合併とすること、合併の期日は平成17年1月を目標とすること、新市の名称は「津市」とすること、新市の事務所の位置は、新庁舎は建設せず、現在の津市役所とすることが提案されています。



合併の方式	新設合併とは、2つ以上の市町村が合併して、それらの市町村がなくなり、その区域に新たに1つの市町村が誕生することです。
合併の期日	合併して新市がスタートする日です。合併特例法による優遇措置を受けようとするには、平成17年3月31日までに期日を定める必要があります。
新市の名称	新設合併では、合併前の市町村はなくなるため、新たに名称を定めます。
新市の事務所の位置	新設合併では、合併する市町村の住民の利便性などを考慮して、新たに事務所の位置を定めます。

津地区合併協議会委員

津地区合併協議会 監査委員

構成市町村の中で議会議員の選挙が行われたことに伴い、津地区合併協議会委員および津地区合併協議会監査委員に変更があり、次のみなさんが新たに協議会委員、監査委員になりました。

津地区合併協議会委員

市町村名	役職	氏名
津市	議長	田村宗博
久居市	議長	辻美津子
一志町	議長	豊田千春
白山町	市町村合併特別委員会委員長	天花寺勇
美杉村	議長	今井幹雄

津地区合併協議会監査委員

	市町村名	氏名
議会議員より選任された者	美杉村	森下誠

平成14年度 歳入歳出決算

平成14年度の津地区合併協議会の歳入歳出決算は、収入額550万円に対し、支出額が355万1,394円となりました。

歳入歳出差引残額194万8,606円を平成15年度へ繰り越します。

◆歳入

(単位：円)

款	項目	内訳	予算現額	収入済額	
1	分担金及び負担金		5,500,000	5,500,000	
	1	負担金	構成市町村負担金	5,500,000	5,500,000
2	諸収入		1,000	0	
	1	預金利子	預金利子	1,000	0
	歳入合計		5,501,000	5,500,000	



◆歳出

(単位：円)

款	項目	内訳	予算現額	支出済額	
1	総務費		2,943,000	1,918,749	
	1	総務管理費			
		委員報酬	361,000	334,400	
		普通旅費	63,000	35,600	
		消耗品費	769,000	659,556	
		燃料費	15,000	1,496	
		光熱水費	20,000	9,838	
		食糧費	45,000	37,615	
		印刷製本費	59,000	4,976	
		通信運搬費	152,483	152,483	
		保険料	1,053	1,053	
		委託料	90,000	47,250	
		使用料	14,000	0	
		事務用機器借上料	386,000	301,875	
		自動車リース料	174,464	41,370	
		事務用備品購入費	180,000	53,823	
		負担金	413,000	237,414	
		賠償金	200,000	0	
2	事業費		2,431,000	1,632,645	
	1	事業推進費			
		消耗品費	590,000	586,222	
		印刷製本費	1,686,000	968,933	
		手数料	77,490	77,490	
		委託料	77,510	0	
3	予備費		127,000	0	
	1	予備費	予備費	127,000	0
	歳出合計		5,501,000	3,551,394	

◆新市建設計画の策定方針◆

津地区合併協議会が策定する新市建設計画は、まちづくり基本構想の考え方を基礎として、新市のまちづくりを総合的、効果的に推進するこ

とを目的としています。

合併する各市町村の一体性の速やかな確立および住民福祉の向上などを図るとともに、各市町村の均衡あ

る発展に配慮して計画を策定します。

また、新市建設計画策定懇話会や住民のみなさんからのご意見もお伺いし、計画に反映させていきます。

新市建設計画とは何ですか

新市建設計画とは、「市町村の合併の特例に関する法律」により、合併協議会で作成することが定められています。

合併する市町村の住民に対して、新市の将来の方向性を示すマスタープランとしての役割を果たすもので

あり、建設計画を基礎としてさまざまな財政措置が講じられることとなります。

具体的な内容は、新市の在り方の基本方針、新市が実施する諸施策、公共的施設の統合整備に関すること、新市の財政計画などです。



第1回新市建設計画策定懇話会を開催

懇話会の活動が始まりました

5月22日、津リージョンプラザで、第1回新市建設計画策定懇話会が開催されました。

会議の冒頭、懇話会委員の委嘱式が行われ、近藤協議会会長から委員のみなさんに委嘱状がそれぞれ手渡されました。



協議会会長から委嘱状の交付



懇話会会長による議事進行

次に、懇話会設置要綱の規定により、懇話会の会長および副会長の互選が行われ、委員の中から会長に大原久直氏、副会長に両宮照雄氏が選出されました。

懇話会会長の議事進行により、今後の懇話会の進め方などが話し合わ

れ、県の地域振興部市町村合併推進チームマネージャーの鏡康男氏から合併を取り巻く現況などの説明がありました。

今年度中に懇話会の開催を6回予定しており、新市建設計画の策定にあたり、委員のみなさんからご意見をいただいています。



懇話会の様子



議会議員への市町村合併説明会を開催

6月6日、津市役所の大会議室で構成市町村の議会議員のみなさんに対して、市町村合併説明会が開催されました。

県の地域振興部市町村合併推進チームマネージャーの鏡康男氏を講師に招き、市町村合併の取り組み状況や最近の国の動き、市町村合併に係る議員の任期や身分などについての説明がありました。

各市町村から約150人の議会議員の参加があり、講師の説明に熱心に耳を傾けていました。



説明会の様子

議会議員の定数特例と在任特例について

各市町村の議会議員は、新設合併の場合、合併と同時にすべての身分を失うのが原則です。

現在、構成市町村の議会議員は全員で166人ですが、合併後の設置選挙が行われると、新市の議会議員の定数は、法定定数（現行は38人以内）になります。

ただし、新設合併の場合は、定数特例と在任特例という2つの特例措置があります。

定数特例とは、設置選挙の際、新市の議会議員数を法定定数の2倍の範囲内（現行は76人以内）で定めることができる特例措置です。

在任特例とは、現在の構成市町村

の議会議員166人全員が、合併後に2年を越えない範囲で議会議員として在任することができる特例措置です。

いずれの場合も、次の一般選挙での新市の議会議員の定数は、法定定数（現行は38人以内）になります。

啓 発 活 動

合併協議会事務局は、住民のみなさんに対して合併に対する意識や関心を高めるため、香良洲町および美杉村で開催されたイベントに参加し啓発活動を行いました。

今後も事務局では、各市町村で開催されるイベントなどで啓発を行っていきます。

美杉村での啓発の様子



香良洲町での啓発の様子

香良洲町にて

5月18日に香良洲町で開催されたふれあいの会におり2003に参加しました。

合併への関心を高めるため、各市町村の名所や名産などを記した地図を配布したり、風船を家族連れなどに手渡しました。

美杉村にて

5月25日には美杉村の伊勢地地域住民センターで開催された、はつらつフェスタに参加しました。構成市町村区域図のパネルを立ち止まって見る人も多く、合併に対する関心の高さがうかがえました。

お便りのご紹介

市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。
お便りの中から、要約整理してご紹介します。

- ・合併協定項目は徹底的に討論し、公開するべきである。
 - ・各市町村で算定方式の違う国民健康保険料の試算を早く出してほしい。
 - ・職員数の削減と能力アップが必要である。
 - ・合併後に津市の財政力指数が低下するとの説明があったが、行政上のメリットでカバーできるのかどうか不安である。
 - ・関連する事務事業など組織を統括し、縦横の連携が取れるようにしてほしい。
 - ・合併により保育所の環境や方針が変わると不安です。子どもたちが健やかに育てられる環境づくりや、親が安心して働くことが出来るようにしてほしい。
 - ・合併前の各市町村の借金が、新市になって均一化されることは少し不満です。
 - ・各市町村議会議員の定数は削減し、質を向上させてほしい。十分に意見は反映されると思う。
 - ・合併により山間部に産業廃棄物などの施設が誘致されるのではないかと大変不安です。
 - ・第3セクターを含め各市町村施設の整理や廃止、運営の見直しを図ること。
 - ・産業振興や教育のレベルアップ、救急医療を充実してほしい。
 - ・合併による規模拡大ときめ細やかな住民対策を基本的に両立させることを前提に問題解決をしてほしい。
 - ・介護保険料は現状でも高いと思うが、合併により料金が上がるのでしょうか。
 - ・合併を見込んでの設備投資などは控え、新市にとって必要なものに限定すること。
 - ・合併に伴う諸施設の建設は、利用率など綿密な調査研究が必要である。
 - ・固定観念にとらわれない時代に合ったまちづくりをするべきである。
 - ・収支の均衡を図り、交付金などに頼らない自立を基本とした新市にしてほしい。
 - ・合併により広域になると、今までのきめ細やかな住民サービスが低下し、自治会への負担が大きくなると思うので、自治会の在り方を慎重に議論してほしい。
 - ・中心部と周辺地域に格差のないように活力ある新市になってほしい。
- * 紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

〈平成15年5月1日から5月30日到着分まで（件）〉

市町村名	お便り件数	男	女	不明	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明
津市	44	33	11	—	—	1	10	3	10	15	—	5
久居市	14	12	2	—	—	1	—	4	6	3	—	—
河芸町	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
芸濃町	3	2	1	—	—	1	—	—	2	—	—	—
美里村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安濃町	2	1	1	—	—	—	2	—	—	—	—	—
香良洲町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一志町	8	7	1	—	—	1	—	1	5	—	—	1
白山町	3	—	3	—	—	—	—	1	—	2	—	—
美杉村	9	6	3	—	—	—	1	3	3	—	1	1
不明	3	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	3
合計	88	63	23	2	—	4	13	12	26	20	1	12
4月分からの合計	176	119	53	4	—	11	20	32	54	39	2	18

合併協定項目

協議の進ちよく状況

- ◎合併の方式
- ◎合併の期日
- ◎新市の名称
- ◎新市の事務所の位置
- 財産の取扱い
- 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- ◎地方税の取扱い
- 地域審議会の取扱い
- 一般職の職員の身分の取扱い
- 特別職の職員の身分の取扱い
- 条例、規則等の取扱い
- 事務組織及び機構の取扱い
- 一部事務組合等の取扱い
- ◎使用料、手数料等の取扱い
- 公共的団体等の取扱い
- 附属機関の取扱い
- 補助金、交付金等の取扱い
- 町、字の区域及び名称の取扱い
- 慣行の取扱い
- 国民健康保険事業の取扱い
- 介護保険事業の取扱い
- 消防団の取扱い
- 自治会等の取扱い
- 各種事務事業の取扱い
 - 男女共同参画事業
 - 人権施策事業
 - 姉妹都市
 - 国際交流事業
 - 電算システム事業
 - 広報公聴関係事業
- ◎納税関係事業
- ◎消防防災関係事業
- 交通関係事業
- 窓口業務
- 保健衛生事業
- 診療所
- 障害者福祉事業
- 高齢者福祉事業
- 児童福祉事業
- 保育事業
- 生活保護事業
- その他の福祉事業
- 健康づくり事業
- ごみ収集運搬業務事業
- 環境対策事業
- 農林水産関係事業
- 商工・観光関係事業
- 勤労者・消費者関連事業
- 建設関係事業
- 上・下水道事業
- 市立学校(園)の通学区域
- 学校教育事業
- 文化振興事業
- コミュニティ施策
- 社会教育事業
- 社会福祉協議会
- 若者定住促進対策
- その他の事業
- 任意の協議会
- 新市建設計画

印の見方

- 基本方針が確認された項目
 - ◎提案された項目
 - 今後協議される項目
- (平成15年6月13日現在)

市町村合併について

ご意見・ご要望を お寄せください

津地区合併協議会では、住民のみなさんから市町村合併に関する幅広いご意見やご要望をいただきながら、今後の協議に役立てたいと考えています。

すでに多くのご意見をお寄せいただいております。こうしたご意見は、事務局で取りまとめ、今後の誌面でできる限りご紹介していきます。

●性別 男・女 ●年齢 歳

●住所 津市・久居市・河芸町
芸濃町・美里村・安濃町
香良洲町・一志町・白山町
美杉村・その他()

▼次のご意見を公表してもよろしいですか
はい・いいえ

1507

ご意見欄

(切り取り線)

ご協力ありがとうございました。

のりしろ

津地区合併協議会では、協議会規約の規定に基づいて、合併するために必要な右の項目(合併協定項目)について協議を進めています。協議の進ちよく状況は、合併協議会だよりの各号で住民のみなさんにお知らせしています。

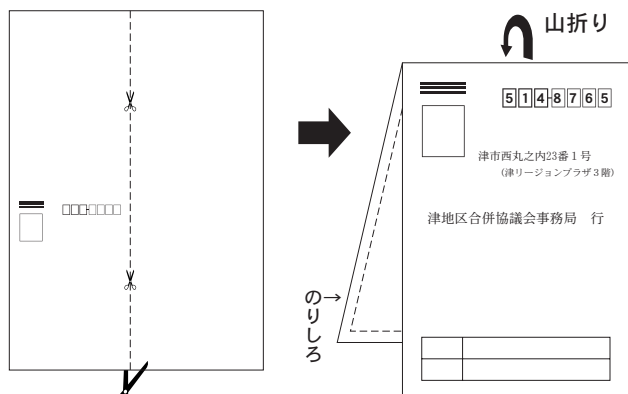
なお、合併協定項目は変更や追加される場合があります。

返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入のうえ、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けしたうえで、郵送してください。（切手は必要ありません）



切り取り線に沿ってページから切り離します。

のりでとめてください。

～みんなで考えよう！市町村合併～

(山折り)

料金受取人払

津中央局
承認

1273

差出有効期間
平成17年3月
末日まで有効

●切手不要

5 1 4 - 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号
(津リージョンプラザ3階)

(切り取り線)

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

最近の動き

- 6月6日 市町村議会議員への市町村合併説明会を開催
- 13日 第4回津地区合併協議会を開催
- 25日 第5回津地区合併協議会を開催
- 26日 第2回新市建設計画策定懇話会を開催
- 7月1日 津地区合併協議会だより第5号を発行

協議会の開催予定

●第6回津地区合併協議会

とき 7月10日(木) 午後1時～

ところ 津市センターパレスホール (津センターパレス5階)

●第7回津地区合併協議会

とき 7月24日(木) 午後1時～

ところ 津市役所大会議室A (8階)



編集/発行

津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450/FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp/>